

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	平成31年04月01日	市会受付業務委託	9,160,128	市会事務局総務課	(株)ワン・ワールド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	令和1年06月19日	京都市役所北庁舎タイルカーペット敷設作業の委託	11,095,920	市会事務局総務課	(株)ウエダ本社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
003	令和1年07月11日	京都市会LAN移設及び保守業務の委託	6,395,907	市会事務局総務課	アライドテレシス(株)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	令和1年07月24日	議員登退庁管理システム構築及び保守業務の委託	10,211,000	市会事務局総務課	(株)東和エンジニアリング	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市会受付業務委託
- 2 担当所属名
市会事務局総務課
- 3 契約締結日
平成31年4月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2ブロックMビル
株式会社ワン・ワールド
- 6 契約金額（税込み）
9,160,128円
- 7 契約内容
京都市会における受付業務
・来庁者の案内及び接遇に関すること。
・議場及び議会棟内各室の鍵の保管及び貸出等管理に関すること。
・議員の登退庁及び市会日程の表示に関すること。 など
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、市会議員や京都市会への訪問者に対応するため、相応の接遇能力、身だしなみ等を備えた質の高い受付対応が求められる。受付対応能力の習得は、事業者のノウハウ、人材育成方針等に大きく左右され、必ずしも見積価格に比例するものではなく、仮に価格競争だけで事業者を選定した場合、本市会が求めるレベルを満たさない者が落札する可能性がある。したがって、契約の性質又は目的が競争入札に適していないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を行った。
契約の相手方の選定に当たっては、業務執行体制、スタッフの能力水準・研修体制、他の自治体の実績等、価格以外の要素を含めた総合評価により事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式によることとし、京都市会事務局内に設置する受託候補者選定委員会が、業務提案書の書類審査及び面接による評価を行い、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

受託候補者選定委員会において、応募事業者に対する面接を実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、高い評価を得たことから契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市役所北庁舎タイルカーペット敷設作業の委託
- 2 担当所属名
市会事務局総務課
- 3 契約締結日
令和元年6月19日
- 4 履行期間
令和元年6月19日から令和元年8月8日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区五条通堺町角塩竈町363番地
株式会社ウエダ本社
- 6 契約金額（税込み）
11,095,920円
- 7 契約内容
京都市役所北庁舎の各部屋にカーペットを敷設
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
議会棟の北庁舎への移転に当たって、各部屋にカーペットを敷設することは予定していなかったが、諸般の事情により敷設することが急遽決定された。
調達しようとするカーペットの仕様、数量、施工の範囲等が確定し、施工期間等を考慮すると、契約依頼が可能となったときから履行期限までの間に、入札執行に必要な期間を確保することが不可能となったため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
工期の短縮を図るため、北庁舎の改修工事を行っている共同企業体（JV）の内装業者を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市会LAN移設及び保守業務の委託
- 2 担当所属名
市会事務局総務課
- 3 契約締結日
令和元年7月11日
- 4 履行期間
令和元年7月11日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社 関西中四国支社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
6,395,907円
- 7 契約内容
市会LANに係るネットワーク機器の移設，必要な機器の導入及び一部機器の更新業務
・移転後の北庁舎議会棟におけるネットワーク構成の設計
・ファイアウォールの導入・設定
・移転にともない追加で必要となる機器及び更新が必要な機器の導入・設定
・既設機器（スイッチ及び無線LANアクセスポイント）の移設及び設定 など
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ネットワークの構築及び運用保守については，契約の相手方の能力，技術，経験及び実績に基づくノウハウ等により履行内容に差異が現れるものであり，仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難である。
また，京都市会LAN移設業務の遂行に当たっては，有線，無線に係るネットワークに対する高い能力，技術等が求められる。また，ネットワークの構築及び移設だけでなく，ネットワーク保守運用に係る具体的業務内容及び価格の評価を行う必要がある。
したがって，随意契約を行うに当たり，契約の相手方の選定については，他の自治体における実績業務実施体制，機器選定，運用保守サポートの内容等，価格以外の要素を含めたプロポーザルにより事業者を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

受託候補者選定委員会において、応募事業者に対する面接を実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、高い評価を得たことから契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
議員登退庁管理システム構築及び保守業務の委託
- 2 担当所属名
市会事務局総務課
- 3 契約締結日
令和元年7月24日
- 4 履行期間
令和元年7月24日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中崎西4丁目2番27号
株式会社東和エンジニアリング 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
10,211,000円
- 7 契約内容
議員登退庁管理システム構築に係るサーバの設置及び必要な機器の導入
・サーバの設置及び議員登退庁管理システムの導入
・各会派控室への登退庁状況入力用タッチパネル及び専用端末の設置
・廊下等への登退庁状況の表示用ディスプレイ及び専用端末の設置
・本業務に必要なハブ等機器の設置，LANケーブルの配線及び電源工事
・システム構築後の運用保守業務 など
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
システムの構築及び運用保守については，契約の相手方の能力，技術，経験及び実績に基づくノウハウ等により履行内容に差異が現れるものであり，仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難である。
また，議員登退庁管理システム構築業務の遂行に当たっては，システムに対する高い技術等が求められる。また，システムの構築だけでなく，システムの保守運用に係る具体的業務内容及び価格の評価を行う必要がある。
したがって，随意契約を行うに当たり，契約の相手方の選定については，他の自治体における実績，業務実施体制，機器選定，運用保守サポートの内容等，価格以外の要素を含めたプロポーザルにより事業者を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

受託候補者選定委員会において、応募事業者に対する面接を実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、高い評価を得たことから契約の相手方として選定した。

11 その他